

# 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和8年3月3日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
1	専用カードの梱包・封かん	差出直前における対象者データの変更(引き抜き等)が発生する可能性はございますでしょうか。	差出直前における引き抜き等に関しては、納品後、市で対応することを想定していますが、仕様書7頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。
2	専用カードの発送	専用カードを選択された返送分について、抽選実施回数および想定される専用カード選択者数(アプリケーション利用との比率を含む)をご教示いただけますでしょうか。	仕様書2頁「6.プレミアム商品券の発行について(予定)」の「販売方法」に記載のとおり、「事前申し込みによる抽選販売方式」を想定していますので、返送分の専用カードは抽選販売の対象外(利用者の手元にないため、事前申し込みがなされない)となるものと認識しています。 抽選実施回数は1回を想定していますが、仕様書2頁「6.プレミアム商品券の発行について(予定)」の「販売期間」に記載のとおり、予定販売数に達しない等の場合、追加販売の実施も想定しています。 専用カードとアプリケーション利用の比率については、本市の高齢化率が34.9%(令和8年2月1日現在)であることや、他の自治体の事例等を踏まえ、適切な件数を設定して提案してください。
3	専用カードの発送	送付用封筒のサイズについて、ご指定やご希望はございますでしょうか。	専用カードと利用者向け操作マニュアル概要版(A4 両面)を同封することができ、定形郵便料金で郵送できるサイズが望ましいと考えます。 なお、利用者向け操作マニュアル概要版は折りたたんで同封して差し支えありません。また、折りたたみ方の指定はありません。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
4	専用カードの再発行・再作成	再発行・再作成が発生した場合、発送対応は貴市にて実施される想定でしょうか。それとも受託者側での対応となりますでしょうか。	再発行については、仕様書 6 頁「(7)提出物・納品物(ウ)梱包・封かん等」にある「作成枚数から封かん分を差し引いた残余」を用いて、市で対応することを想定していますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。 なお、残余分がなくなった場合は、受託者に再作成を追加発注(有償)することを想定しています。
5	専用カードの発送	不着等により郵便局での保管期間を過ぎて還付されたものは受託者側での保管となりますでしょうか。	質問 11 への回答に記載のとおり、市が発送するため、不着等については市に還付されることを想定しています。
6	専用カードの発送	事業終了後、還付事由等が不明のまま残存する物品については、貴市への返却または受託者側での破棄のいずれとなりますでしょうか。	質問 5 への回答に記載のとおり、不着等については市に還付されるため、受託者側に物品が残存することは想定しておりませんが、残存した場合は本市と別途協議してください。
7	専用カードの発送	全世帯への配達期間として約 2 か月を要する想定ですが、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	全世帯への配達期間を見越した事業スケジュール等について、適切な方法を提案してください。
8	一括再委託の禁止	本契約において、協力ベンダーとの契約形態について、再委託ではなく再々委託が発生する可能性がございますが、差し支えないでしょうか。	再々委託の可否については、本市と別途協議の上決定することとします。
9	専用カードの発送	全世帯への郵送に際し、ポスト投函または対面手渡し等について、ご指定やご希望はございますでしょうか。	対面手渡しは想定しておりませんが、全世帯への配達を見越した適切な方法を提案してください。
10	専用カードの梱包・封かん	仕様書 1 ページ「3. 業務の場所」に千葉県茂原市内と記載がございますが、梱包・封かん作業の実施場所について要件や制約はございますでしょうか。	梱包・封かん作業の実施場所については、茂原市内に制約するものではありません。仕様書 6 頁「(7)提出物・納品物(ウ)梱包・封かん等」に記載の「納品」を滞りなく行うことができる適切な方法を提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日  
茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
11	専用カードの発送	仕様書6ページの(7)(ウ)梱包・封かん等に「封かんした状態で市に納品すること」と記載があります。住民の方への送付は茂原市様の作業の認識で良かったでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	利用者向け対応	住民向けに、アプリインストール等のレクチャー会(説明会・教室等)を開催することは可能でしょうか。	仕様書 6 頁「(5)利用者向け対応」に記載のとおり、契約締結後、詳細について受託者と別途協議することになりますが、適切な方法があれば提案してください。
13	利用者及び加盟店向けコールセンターの設置	コールセンターにおける想定コール数は何件程度でしょうか。	参考までに、令和 7 年 11 月に本市で実施した「秋のキャッシュレスキャンペーン」の場合、1 か月で約 260 件の入電がありました。 上記キャンペーンが第 2 弾(第 1 弾は令和 6 年 7 月～8 月)であったこと等を踏まえ、適切な件数を設定して提案してください。
14	利用者及び加盟店向けコールセンターの設置	コールセンターにおける応答率の目安はありますか？	質問 13 への回答に記載したケースの応答率は平均 95%でした。これらを踏まえて、適切な応答率を設定して提案してください。
15	加盟店向け対応	加盟店導入時の加盟店側の手続きは決まっていますか？	市が用意する加盟店申込フォームにより手続きいただくことを想定していますが、適切な方法があれば提案してください。
16	加盟店向け対応	加盟店は本システム利用による決済手数料など費用負担はなしで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
17	加盟店向け対応	加盟店については、全国チェーン店(コンビニ、スーパー、飲食等)は対象となりますか。	仕様書 1 頁「2.業務の目的」に記載のとおり、本事業は物価高騰等の影響を受けている市民や事業者の支援、キャッシュレス化等の新しい生活様式への対応及び地域経済の好循環の創出を目的として実施するものであるため、本事業の趣旨にご理解とご協力をいただける加盟店を全国チェーン等の規模を問わず、広く募集したいと考えております。
18	加盟店向け対応 利用者向け対応	利用者向け操作マニュアル、利用者向け操作マニュアル概要版、加盟店向け運用マニュアルについてはカラー印刷という認識で良いでしょうか。	加盟店向け運用マニュアルについては、仕様書 5 頁「(4)加盟店向け対応」エに記載のとおり、わかりやすい内容のものを作成することとしていますが、利用者向けの操作マニュアル及びその概要版(A4 両面)については、概要版の用紙サイズ以外の要件を定めていません。 印刷におけるカラーの有無については、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。
19	契約締結日について	実施要領では審査結果通知を 3 月 27 日(金)、契約締結を 4 月 1 日(水)と予定されていますが、契約書の内容精査・社内決裁等に通常 1~2 か月程度を要します。事業実施開始は令和 8 年 10 月 1 日であり、仮に 5 月中旬頃の契約締結であってもシステム構築・準備作業には十分な期間を確保できると考えておりますが、契約締結日についてこの程度の猶予をいただくことは可能でしょうか。	仕様書 1 頁「4.委託期間」に記載の準備期間、事業実施期間及び事業整理期間を見越した事業スケジュール等について、適切な方法を提案してください。なお、詳細については第一受託候補者と協議の上、決定することとします。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
20	プレミアムポイント原資の配分方針について	仕様書第 5 条及び機能要件(エ)d・(オ)e では、チャージ時・決済時のプレミアムポイント付与が求められています。プレミアム付き商品券(16,666 セット×30%)だけで原資 5,000 万ポイントの大半を消化する計算となります。通常チャージ時や決済時のプレミアムポイント付与も実施する場合、その原資は上記 5,000 万ポイントの範囲内か、別途予算を措置するのかご教示ください。	仕様書 1 頁「6.プレミアム商品券の発行について(予定)」に記載のとおり、今回は本システムを調達してプレミアム商品券の発行を行うものであり、プレミアム原資 5,000 万ポイント以内がプレミアム商品券 16,666 セット以内で消化されることについてはお見込みのとおりです。 仕様書 8 頁「13.その他」(5)に記載のとおり、本事業は発展的な活用を視野に入れたものであるため、別の取り組みとして、通常チャージ時や決済時のプレミアムポイント付与を実施することとなった場合に、再度の導入初期費用が不要となる方法を提案してください。その場合の予算は、別途措置することを想定しています。
21	カード作成枚数について	プレミアム付き商品券の発行セット数は 16,666 セット(以内)ですが、カード作成枚数が 43,000 枚とされている趣旨をご教示ください。	仕様書 8 頁「13.その他」(5)に記載のとおり、本事業は発展的な活用を視野に入れたものであるため、全世帯への発送を想定しているものです。
22	使い切りカードの利用場面について	仕様書 7(1)②(ア)b では専用カードのチャージ型と使い切り型の両方式が求められています。使い切り型の具体的な利用場面をご教示ください。また、43,000 枚におけるチャージ型・使い切り型の枚数配分についても併せてご教示ください。	質問 20 への回答に記載のとおり、今回は本システムを調達してプレミアム商品券の発行を行うものであり、専用カード 43,000 枚は全てチャージ型に対応できることを想定しています。 なお、使い切り型については、仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業の発展的な活用を視野に入れた際に既存の給付事業の電子地域通貨への置き換え等を想定していますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
23	チャージ場所について	仕様書 7(1)②(エ)g では「容易にチャージ場所を開設できること」とありますが、チャージ場所として想定している施設をご教示ください。また、チャージ場所は有人対応での運用を前提としてよろしいでしょうか。併せて、端末や通信環境の整備・費用負担は市と受託者のどちらが担う想定かをご教示ください。	仕様書 3 頁(エ)「電子地域通貨チャージ機能」f に記載のとおり、「銀行 ATM、クレジットカード、銀行口座等からチャージができること」を要件としており、有人対応での運用を前提とすることは想定しておりませんが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。 同 g の「容易にチャージ場所を開設できること」については、仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業の発展的な活用を視野に入れた際のチャージ場所の開設を想定しており、その際の端末や通信環境は市が担う想定としておりますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。
24	専用カードへの銀行 ATM チャージ対応の範囲について	仕様書 7(7)カ(ア)d では専用カードについて「銀行 ATM 等でのチャージに対応できるもの」とありますが、これは ATM での無人チャージが可能なカード仕様を求める趣旨でしょうか。また、その場合に対応すべき ATM の範囲は市内の全金融機関を対象とするのか、特定の金融機関に限定するのかをご教示ください。	前段についてはお見込みのとおりです。 対応すべき ATM の範囲につきましては、想定はありませんので、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
25	チャージ時の決済手数料の費用負担について	仕様書 7(1)②(エ)f では、銀行 ATM・クレジットカード・銀行口座等からのチャージが求められていますが、以下 3 点をご教示ください。 (1)チャージ時に発生する決済手数料は本業務の委託費用に含まれる想定でしょうか。 (2)実際のチャージ金額は利用状況により変動しますが、見積にあたり、通常チャージ分及びプレミアム付き商品券分それぞれの手数料算出の基礎となる金額はどのように想定すればよろしいでしょうか。 (3)ATM・クレジットカード・銀行口座それぞれのチャージ比率について想定があればご教示ください。	(1)についてはお見込みのとおりです。 (2)については、質問 20 への回答に記載のとおり、今回は本システムを調達してプレミアム商品券の発行を行うものであり、通常チャージ分は想定しておりません。 (3)については、本市の高齢化率が 34.9%(令和 8 年 2 月 1 日現在)であることや、他の自治体の事例から類推し、ATM 約 55%程度、クレジットカード約 40%程度、銀行口座約 5%程度を想定していますが、適切な比率を設定して提案してください。
26	二次元バーコードによるプレミアムポイント付与の利用場面について	仕様書 7(1)②(オ)g では「二次元バーコードを読み取るだけで容易にプレミアムポイントを付与できること」とありますが、具体的にどのような利用場面を想定しているかご教示ください。	仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業の発展的な活用を視野に入れた際に、イベントやボランティアの参加者等にプレミアムポイントを付与することなどを想定しています。
27	自動ポイント付与機能の利用場面について	仕様書 7(1)②(オ)i では「自動的に任意の利用者にポイントを付与できる日時を設定できること」とありますが、想定している具体的な利用場面をご教示ください。	仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業の発展的な活用を視野に入れた際に、全世帯への給付等に際して一律でポイントを付与することなどを想定しています。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
28	プレミアムポイント利用時のポイント付与の取扱いについて	仕様書第 5 条では「支払った金額に対するプレミアムポイント付与」とありますが、プレミアムポイントを利用した決済もポイント付与の対象となりますか。それとも、現金チャージ分による決済のみを対象とする想定でしょうか。	質問 20 への回答に記載のとおり、今回は本システムを調達してプレミアム商品券の発行を行うものであり、現金チャージ分に対するプレミアムポイントの付与のみを想定していますので、「支払った金額に対するプレミアムポイント付与」については、仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業の発展的な活用を視野に入れた際のポイント還元等を想定しています。 「プレミアムポイントを利用した決済」についてはポイントの二重付与となると考えられるため、ポイント付与の対象とは想定しておりません。
29	利用可能店舗数(市内 800 店舗)の開拓時期について	仕様書 2 ページに「利用可能店舗数:市内 800 店舗」との記載がございますが、当該店舗数の達成時期についてご教示ください。 契約開始時点での達成が必須となるのか、あるいは運用開始時点・一定期間内での達成を想定されているのかにつき、ご確認させてください。	仕様書 1 頁「4.委託期間」の(1)準備期間において、同 5 頁「(4)加盟店向け対応」アの加盟店募集を行い、利用可能店舗を市内 800 店舗とすることを想定しています。 なお、運用開始時点での達成を必須とすることは想定しておりません。
30	コールセンター利用番号の指定有無について	仕様書 5 ページ記載のコールセンター業務において使用する電話番号につき、番号種別(フリーダイヤル等)や形式について指定はございますでしょうか。	コールセンターの番号種別や形式については、利用者向け・加盟店向けともに架電側の通話料負担がないことが望ましいと考えますが、適切な方法があれば提案してください。
31	通話料負担および折り返し対応範囲について	仕様書 5 ページの記載より、通話料は利用者負担との認識でありますが、当該理解で相違ないかご確認をお願いいたします。 また、折り返し対応を希望された場合の対応範囲・基準(例:必須対応/任意対応等)についてもご教示ください。	質問 30 への回答に記載のとおり、架電側の通話料負担がないことが望ましいと考えます。 折り返し対応については、架電側の心情や緊急性等に鑑み、原則として受付当日または翌営業日に最初の連絡を入れることが望ましいと考えますが、適切な方法があれば提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
32	コールセンターにおけるメール問い合わせ対応について	コールセンター業務において、メール等の非電話チャネルでの問い合わせ対応は想定しなくてよいとの理解でおりますが、当該認識で問題ないかご確認をお願いいたします。	お見込みのとおりです。
33	外国人居住者向けの言語対応について	仕様書 5～6 ページの内容より、外国人居住者の方向けの多言語対応は原則不要との理解でおりますが、当該認識で相違ないかご確認をお願いいたします。 併せて、コールセンター業務、販促物(ポスター・チラシ等)、住民説明会、加盟店向け説明会についても、日本語のみでの対応との理解で問題ないかご教示ください。	お見込みのとおりです。
34	時間外対応および報告物の要否について	仕様書 5 ページ(3)に「午前 9 時～午後 5 時以外は適宜対応」との記載がございますが、「適宜」の具体的な運用イメージについてご教示ください。 また、対応履歴の記録、通話録音、時間外アナウンス等は必須要件となりますでしょうか。 併せて、日報・週報・月報等の定期報告物は不要との理解で問題ないかご確認をお願いいたします。	平日の午前 9 時～午後 5 時以外の時間帯(平日夜間～早朝、土日祝日)については、市から受託者等に対し緊急時等の連絡体制が取れることが望ましいと考えますので、適切な方法があれば提案してください。 対応履歴記録、通話録音、時間外アナウンスについては、トラブル発生時の事実確認及び対応品質の向上の観点から、必須とはしませんが、実施が望ましいと考えます。 また、定期報告物については、事業の進捗管理及び効果測定のため、受託者と市との間で入電数、応答率、質問カテゴリ別集計、特筆すべき苦情・トラブル事案の報告等の情報を共有することが不可欠であると考えておりますが、適切な方法があれば提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日  
茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
35	加盟店向け販促物の納品範囲について	仕様書 5 ページ(4)エ記載の販促物(ポスター・チラシ・ステッカー・のぼり等)につき、市への納品をもって業務完了との理解で問題ないかご確認をお願いいたします。 加盟店への郵送・運搬業務は想定不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	市民からの対面問い合わせ対応について	仕様書 6 ページ(6)の内容より、市民からの対面での問い合わせ対応は原則として市職員様にてご対応いただくとの理解でおりますが、当該認識で相違ないかご確認をお願いいたします。	概ねお見込みのとおりです。 なお、仕様書 6 頁「(6)市職員向け対応」は、主にシステム管理画面の操作方法等の習熟を目的とすることを想定しています。
37	専用ホームページ開設要否について	利用者および加盟店向けの専用ホームページの開設は必須要件ではないとの理解でおりますが、当該認識で問題ないかご教示ください。	お見込みのとおりです。
38	説明会会場の準備主体について	加盟店向け説明会および住民向け説明会で使用する会場については、市側でご準備いただけるとの理解でおりますが、当該認識で相違ないかご確認をお願いいたします。 併せて、会場利用料の想定要否についてもご教示ください。	お見込みのとおりです。 会場は市の公共施設等を想定しており、会場利用料は不要と想定しております。
39	説明会実施回数について	加盟店向け、利用者向け、市職員向け説明会につき、それぞれ想定されている開催回数の目安をご教示ください。	加盟店向けの説明会は、店舗の営業等の妨げとならないよう、同一内容を複数回(昼間と夜間、平日と土日など)開催し、都合の良い時間帯にご参加いただくことを想定しています。 利用者向けの説明会は、加盟店と同様に、同一内容を複数回開催することを想定しています。 市職員向けの説明会は、平日の昼間に 1 回の開催を想定しています。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和8年3月3日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
40	発行主体について	発行主体は茂原市様で良かったでしょうか。 商工会を含めた座組の構想はありますでしょうか。	発行主体は茂原市となります。商工会(本市においては茂原商工会議所)を含めた座組の構想はありません。
41	発行主体について	今後茂原市様で地域通貨(地域マネー)を実装する場合でも発行主体は茂原市様の構想でしょうか。	お見込みのとおりです。
42	実施要領について	様式第2号 企画提案書の表紙は縦ですが、A4 横での資料でも問題ないでしょうか。	差し支えありません。
43	契約形態について	仕様書 一括再委託の禁止に関して3社契約は協議可能でしょうか。	仕様書7頁「9.一括再委託の禁止」に記載のとおり、受託者が業務の全部を一括して第三者に再委託することは禁止します。受託者は自ら主体的に業務を管理・執行する責任を負うものとします。 なお、提案事業者が複数の法人による役割分担が本事業の円滑な遂行に不可欠であると判断する場合、共同企業体方式や主契約者・協力会社方式等の形態による提案は妨げません。 第一受託候補者の選定後、「業務遂行上の責任分解が明確であること」及び「本市の事務手続き上の整合性が図られること」を条件に、詳細な契約スキームについて協議を行う余地はあります。 ただし、契約の主体が不明確になるものや、本市の承諾なく責任を転嫁するような形態は認められません。提案書においては、各社の役割分担と責任の所在及び連携体制を具体的に記述してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
44	専用カード	専用カードについて、「チャージ型と使い切り型の両方式での運用が可能なこと」とありますが、デジタル機器に不慣れた利用者への配慮という目的が達成できる場合、専用物理カードは「使い切り型(二次元コード等によるアプリへの移行専用、もしくは残高消費型)」のみの提供とし、継続的なチャージ機能はアプリケーション側に集約する形での提案は、要件を満たすものとして認められますでしょうか。	質問 22 への回答に記載のとおりです。
45	電子地域通貨チャージ機能	専用カードの仕様として「銀行ATM等でのチャージに対応できるもの」と指定されておりますが、これは物理的なカードそのものをATM等に直接挿入してチャージする機能を「必須」とするものでしょうか。アプリケーション側で銀行口座やATM等からのチャージ機能を有していれば、物理カード単体への直接的なチャージ機能は代替提案が可能(必須ではない)と解釈してよろしいでしょうか。	質問 22 への回答及び質問 23 への回答の前段に記載のとおりです。
46	決済機能	専用カードでの決済方法に関する要件について確認です。物理カード単体での新たな決済システムを構築するのではなく、「本市独自デザインを施した使い切り型の専用カード(チャージ用コード等を記載したデジタルギフト形式)」を配布・販売し、利用者がそれを自身のスマートフォン上の汎用決済アプリ(既存のキャッシュレス決済基盤)にチャージして店舗で利用する運用スキームは、本仕様を満たす提案(または有益な独自提案)として評価の対象となりますでしょうか。	仕様書 2 頁「6.プレミアム商品券の発行について(予定)」の「販売方法」に記載のとおり、「事前申し込みによる抽選販売方式」を想定しており、同 6 頁「(7)提出物・納品物(ウ)梱包・封かん等」に記載のとおり、専用カードの全世帯への発送を想定していますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
47	管理・運用機能	「市が指定する名称、ロゴ等が表示され、統一感を持った表示が可能なこと」とありますが、新たに市専用のアプリケーションを構築するのではなく、既存の全国汎用決済アプリケーション(既存プラットフォーム)を活用し、アプリ内の特設ページや地域限定クーポン画面等において本市の名称やロゴを表示する形式(UI の完全な独自カスタマイズではなく、既存UI内での表示)での提案は、本要件を満たすものとして認められますでしょうか。	<p>全国汎用決済アプリケーション(既存プラットフォーム)を活用する形式も、本要件を満たすものと考えます。ただし、単にメニューの一部にテキストが表示されるだけでなく、以下の条件を満たすことが望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がアプリを起動した際、または決済画面において、本市指定の名称、ロゴ等が表示され、他の自治体の施策や民間クーポンと混同しないデザインであること</li> <li>・加盟店に設置する二次元コード等やアプリ内の専用ページにおいて、本市の地域通貨としてのブランドイメージが損なわれていないこと</li> <li>・決済音や画面表示において、可能な限り本市指定の事業名称が認識されること</li> </ul>
48	管理・運用機能	管理用アカウントにおける「利用者情報、利用者の利用状況の管理、確認」について確認です。既存の汎用決済プラットフォームを活用して提案する場合、プラットフォーム事業者のプライバシーポリシー等の観点から、個人を特定できる形での利用状況や購買履歴の開示が困難な場合があります。個別の利用者情報ではなく、個人を特定できないよう匿名化・集計された統計データ(属性ごとの利用傾向や店舗ごとの決済総額等)を市へ提供・確認可能とする仕様で、本要件を満たす提案として認められますでしょうか。	<p>不正利用の監視、紛失・盗難時の利用停止、決済トラブルの調査・解決等の観点から、特定の個人を識別できる状態での情報確認は必須であると想定しています。提案者は、本事業が市の公的な事務であることを前提に、本市が業務遂行に必要な範囲で個人情報を取得・利用する旨を適切に明示してください。</p> <p>常に全ての個人情報を表示する必要はありませんが、管理画面において、問い合わせを受けた場合に利用者番号や電話番号等をキーとして個別の利用履歴を確認できること、市職員やコールセンターの担当者などの閲覧者を限定した権限管理ができること、誰がいつ個人情報を閲覧したか記録(ログ)が残ること等の機能を有することが望ましいと考えます。</p>

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日  
茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
49	加盟店向け対応	「月に 2 回、決済データに基づき、加盟店への精算振込を行うこと」とありますが、既存の汎用決済プラットフォームが提供する精算サイクル(例:月末締め翌月払い、あるいは加盟店からの振込リクエストに基づく随時入金など)を適用し、必ずしも「月 2 回」の固定サイクルではない運用とすることは可能でしょうか。(なお、加盟店への振込手数料等は受託者にて負担するものとします。)	仕様書 1 頁「2.業務の目的」に記載のとおり、本事業の目的が物価高騰等の影響を受けている市内事業者の支援であることに鑑み、月 2 回以上の精算が行われることが望ましいと考えますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。
50	仕様書 P1 6-名称について	名称決定が各種制作物のスケジュールに影響するため確認となります。5 月末までに名称を決定することは可能でしょうか。5 月末以降に決まる場合は決定予定時期を教えてください。	令和 8 年度当初予算の議決後、5 月 1 日号の広報紙などに掲載して愛称を公募することを想定していますが、詳細については第一受託候補者と協議の上、決定することとします。
51	仕様書 P1 6-発行総額について	プレミアムポイント原資並びにチャージ金額を指定範囲内で調整し、事業の円滑な執行に向けた運用体制の整備に充てることも可能ですか。	概ねお見込みのとおりですが、仕様書 1 頁「2.業務の目的」に記載のとおり、本事業の目的が物価高騰等の影響を受けている市内事業者及び生活者の支援であることに鑑み、プレミアムポイント原資が過度に調整される提案は望ましくないと考えます。
52	仕様書 P2 6-販売方法について	「事前申し込みによる抽選販売方式」とありますが、事前申し込みと抽選は茂原市様が独自に実施するものですか。または、当社が請け負う業務に含まれる場合は、申し込み/抽選方法に具体的な指定が決まっていればご教示ください。	前段についてはお見込みのとおりですが、後段については、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。
53	仕様書 P2 7-(1)-②-(イ)-b について	「利用者アカウント発行時は、電話番号、メールアドレスを収集すること」とありますが、電話番号やメールアドレスは必須で取得しなければならないですか。または、利用者の任意で取得出来ればよろしいですか。	不正利用・多重登録の防止や確実な連絡手段の確保、本人認証等の観点から、電話番号やメールアドレスの収集は必須であると想定していますが、システム上において上記の観点が担保される場合は、電話番号・メールアドレスの両方の取得ではなく、いずれか一方の取得でも可とします。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日

茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
54	仕様書 P3 7-(1)-②-(エ) -b について	「1 回でチャージできる金額の最小単位を設定できること」とは、チャージ 1 回に対するチャージ下限額がシステム制御できれば仕様に合致していると考えてよろしいですか。例えば、「システムでの制御でチャージ 1 回の下限額を 1000 円とする」などの制御を想定しています。	仕様書 1 頁「6.プレミアム商品券の発行について(予定)」の「販売価格」及び「販売限度額」に記載のとおり、今回は本システムを調達してプレミアム商品券の発行を行うものであり、1 セット 10,000 円を 1 人 2 セットまで購入できるようにすることを想定していますので、システムで「チャージ 1 回の下限額 10,000 円」、「チャージ単位 10,000 円」、「1 人上限 20,000 円まで」と制御することを想定しています。 なお、仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業は発展的な活用を視野に入れたものであるため、別の取り組みとしてチャージ 1 回の上限・下限額を改めて設定することとなった場合などに、再度の導入初期費用が不要となる方法を提案してください。
55	仕様書 P3 7-(1)-②-(エ)-f について	「銀行 ATM、クレジットカード、銀行口座等からチャージができること」とは、プレミアム商品券で利用するチャージ方法に対応しているチャージ手段の中から 1 種以上が利用できる状態になっていればよろしいですか。	お見込みのとおりです。
56	仕様書 P3 7-(1)-②-(エ)-i について	「チャージ金額ごとに有効期限を設定できること」とありますが「チャージ金額ごとに、全ての利用者に対して同じ日時でポイント利用終了日を設定することができる」という解釈でよろしいですか。	概ねお見込みのとおりであり、今回のプレミアム商品券事業についてはご質問のとおり、すべての利用者に対して同じ日時でポイント利用終了日を設定することを想定しています。 また、仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業の発展的な活用を視野に入れた際に、複数の施策ごとのポイントがそれぞれ利用終了日を設定できることを想定しています。その場合、再度の導入初期費用が不要となる方法を提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日  
茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
57	仕様書 P3 7-(1)-②-(オ) -cについて	「1人あたりの回数上限を設定できること」とは、回数上限ではなく、金額上限の設定ができることで代替しても問題無いですか。なお、代替しても販売限度額は1人2セットまでと制御することが可能です。	お見込みのとおりです。
58	仕様書 P3 7-(1)-②-(オ) -g および hについて	「二次元バーコードを読み取りプレミアムポイント付与を行う」とはどのような使用状況を想定しておられますか。例えば「特定の加盟店がアプリケーションを操作して、利用者にプレミアムポイントを付与する」などでしょうか。	質問 26 への回答に記載のとおりです。
59	仕様書 P3 7-(1)-②-(オ) -iについて	プレミアムポイントはチャージが行われると即時にアプリケーションまたはカードに付与されるものであると当社は考えています。「自動的に任意の利用者にポイントを付与できる日時を設定できること」というのは、プレミアムポイント以外のポイントを付与することができるという解釈でよろしいですか。	質問 27 への回答に記載のとおりです。
60	仕様書 P5 7-(4)-アについて	「加盟店の募集にあたり、市内店舗を広く対象とした声かけを、市と協議の上で行うこと」について、茂原市様が求める最低限の業務内容をご教示ください。	加盟店の募集スケジュールの策定や可能な範囲での電話勧誘、必要に応じた対面・オンライン等での説明などを想定していますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。
61	仕様書 P6 7-(7)-ウ・オについて	「利用者向け操作マニュアル 10,000 部」と「加盟店向け運用マニュアル 1,000 部」の納品先は茂原市役所でよろしいですか。また、当社は利用者向け、加盟店向けのサポートサイト(FAQ サイト)を準備していますが、サポートサイトを周知することで、紙面納品の代替とすることは可能ですか。	前段についてはお見込みのとおりです。 後段については、「利用者向け操作マニュアル」と「加盟店向け運用マニュアル」は利用者向け説明会及び加盟店向け説明会での配布資料とすることを想定していますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。

## 茂原市電子地域通貨システム構築及び運營業務(プロポーザル) 提出された質問及び回答

令和 8 年 3 月 3 日  
茂原市総合企画部企画政策課

No	質問事項	質問内容	回答
62	仕様書 P6 7-(7)-カ-(ウ) について	送付用封筒へ封入封かんについて、世帯単位・個人単位は特にご指定がないという理解でよろしいですか。	専用カードは、世帯単位で封入封かんすることを想定しています。
63	仕様書 P6 7-(7)-キについ て	加盟店販促物は種別・部数共に茂原市様からの具体的な指定は無く、各社提案の範囲による理解で相違ありませんか。	1つの加盟店につき、ポスター、チラシ、ステッカー、のぼりがそれぞれ 1 枚ずつ配布されることを想定しておりますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。
64	専用カード	専用カードでの銀行 ATM チャージには対応できておらず、専用アプリでの対面チャージのみ対応している状況では仕様に満たしていないため、採択にならないか	質問 55 への回答に記載のとおり、チャージ方法の中から 1 種以上が利用できる状態を想定していますが、仕様書 7 頁「(8)その他業務」に記載のとおり、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法があれば提案してください。 なお、仕様書 8 頁「13.その他(5)」に記載のとおり、本事業の発展的な活用を視野に入れた際に、再度の導入初期費用が不要となる方法を提案してください。